

要 望 項 目（回答有り）

1 より良い教育の実現のために、教育環境を整備すること

- (1) 学校現場の実態を鑑み、必要な専科担当教員の増員をさらに行うこと。特に小学校中学年の外国語活動、小学校高学年の英語科の完全実施に対応するため、増員・配置すること。

本年度は、英語専科教員を昨年度から1名増員し、14名を小学校に配置したところです。今後の配置については、専科教員による成果を検証するとともに、県全体の定数状況を踏まえながら検討してまいります。

- (2) 学校における働き方改革に寄与するスクールサポートスタッフのさらなる配置増や小・中学校における特別支援教育の充実及び生徒指導上必要な学校へ加配措置を行うこと。

**スクール・サポート・スタッフについては、本年度18名を配置したところですが、活用状況や効果等を検証し、適正な配置に努めてまいります。
特別支援教育や生徒指導に係る学校への加配については、学校の実態を踏まえ、市町村教育委員会とも協議しながら、適切な配置に努めてまいります。**

- (3) Society5.0時代の到来に備え、徳島ならではのブロードバンド環境を活用した教育を推進するため、普通教室への超高速インターネット及び無線LANの完全整備など、次世代を見据えた環境整備を計画的に行うこと。

引き続き、市町村教育委員会に対して指導助言を行ってまいります。

- (4) 学校における法的側面からのいじめ予防教育や諸課題の効率的な解決のため、専門的知識・経験を兼ね備えた法律の専門家であるスクールロイヤーの配置を検討すること。

スクールロイヤーについては、国の調査研究として、いじめ防止等対策のために公立学校に派遣できる体制を整備し、その効果について検証を進めているところです。

2 多忙化解消・業務改善について

- (1) 「統合型校務支援システム」を基盤とした「スマートスクール・プラットフォーム」の導入や多様な働き方にもつながる学校におけるテレワークの在り方について検討すること。

他県の動向を注視してまいります。

- (2) 各種研修会をサテライト方式で行う等、実施場所や方法をさらに改善すること。また、県教育委員会等が主催する各種研修を教員免許更新講座の代替と認定すること。

**研修については、実施日数の年次分散化・平準化、ネット上で研修を行うeラーニングやテレビ会議システム等を使用したサテライト方式による研修を推進することにより、参加者の負担軽減に努めているところです。
また、県教育委員会等主催の各種研修を免許更新講座の代替と認定することにつきましては、他県の動向を注視しながら研究してまいります。**

- (3) 各種年間計画の作成や提出、報告文書の削減等の課題について具体的な改善策を講ずること。

引き続き県教育委員会事務局の重点取組として、学校への調査等の見直しを行います。

3 給与等の改善について

- (1) 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与改善を行うこと。

人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。

- (2) 普通旅費を増額し、正当旅費の支給を年度内に行うこと。

今後とも普通旅費の確保に努めてまいります。厳しい財政状況を御理解ください。なお、旅費支給については速やかな執行に努めてまいります。

- (3) 研修主任及び3学級以上ある特別支援学級の主任にも手当を支給すること。

主任手当の支給範囲の拡大については、他県の動向を注視しながら、適正に対応してまいります。

4 勤務条件の改善について

- (1) 児童生徒のために、教育活動に専念できる充実した体制を整えること。

- ① 「とくしまの学校における働き方改革プラン」に基づき、ロードマップに沿った取組を確実に実施すること。また、紹介されている取組例が実行されているか県教育委員会が主体となつて、市町村教育委員会及び管理職員に対して評価及び指導を行うこと。

市町村教育委員会や校長会と連携して「とくしまの学校における働き方改革プラン」の実践に取り組んでいるところです。今後とも、校務の平準化や行事等の精選により、勤務負担の軽減が図られるよう市町村教育委員会、校長会等に働きかけるとともに、学校における働き方改革推進チームでの意見等を踏まえながら検証してまいります。

- ② 「運動部活動の在り方に関する方針」に沿って、適切に運動部活動が実施されているかどうか検証及び指導する体制を構築すること。また、引き続き各連盟や各種競技団体等との協力体制を構築するとともに、広く県民にも周知すること。（文化部についても同様）

「運動部活動の在り方に関する方針」については、地域や学校の実態に応じて運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう市町村教育委員会の方針策定等について市町村教育委員会へのフォローアップを行うとともに、各連盟や競技団体等と連携を図りながら、周知に努めてまいります。

- (2) 各種休暇制度の目的が達成されるよう制度の充実を図ること。

- ① 介護の事由による退職者が出ない休暇制度を整えること。

介護休暇制度については、国や他県の動向を注視してまいります。

- ② やむを得ない介護離職者が職場復帰できる環境を整えること。

本県における退職教員の採用については、教員採用審査において特別選考を実施しているところです。

- (3) フレッシュ研修等の各種新研修制度について検証を行い、よりよい研修制度となるよう見直しをすること。

フレッシュ研修等の各研修については、毎回アンケートを実施し、研修の内容・方法及びその効果について、毎年検証を行い、改善を図っているところです。今後とも、より良い研修となるよう、工夫・改善を図ってまいります。

(4) 養護教諭について

- ① 保健室経営の充実に向けて、よりきめ細やかに児童生徒に対応できるように、学校の実情に応じた加配の増員や徳島県独自の複数配置を継続・拡充すること。

養護教諭の複数配置については、各校の現状に対応した配置を行っているところであり、今後とも努力してまいります。養護教諭の複数配置基準の緩和については、機会あるごとに国への要望を行っているところです。

- ② 繁忙期に児童生徒にきめ細やかな対応ができるよう、退職養護教諭等を有効活用し、再任用制度の弾力的運用を検討すること。

再任用制度については、平成31年度より「週38時間45分」の勤務形態を導入するなど、改善を図ったところです。

(5) 栄養教諭・学校栄養職員について

- ① 学校規模に応じた栄養教諭を適切に配置するとともに今後も栄養教諭任用審査を継続して行うこと。

栄養教諭については、今年度は2名の任用替えを行ったところです。今後の任用については、栄養教諭の新規採用状況及び各市町村の食育の推進状況を踏まえて検討してまいります。

- ② 食育のさらなる推進のため、栄養教諭及び学校栄養職員の加配を行うこと。

今後とも標準法に則り、栄養教諭・学校栄養職員の適切な配置に努めてまいります。

- ③ 臨時職員を栄養助教諭（仮称）として採用すること。

困難です。

(6) 学校事務職員について

- ① 学校事務グループから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定された「共同学校事務室」へ推進するため、モデル地区を選定し、その効果について検証を行うなど、設置に向けた具体的な取組を行うこと。

今後も事務グループ制の更なる発展について検討してまいります。共同学校事務室については、引き続き、国や他県の動向を注視してまいります。

- ② 事務室長への昇任は、年齢やグループ数に関係なく、適任者を計画的に任用すること。また、小中学校の学校事務職員の職制等を改善し、県立学校の学校事務職員と同等とすること。

昇任については、勤務実績等を総合的に判断し、今後とも適任者の任用・配置に努めてまいります。また、チーム学校の推進を踏まえ、学校事務職員の職務内容等について、引き続き研究してまいります。

- ③ とくしま教員育成指標に学校事務職員を追加するなど、学校事務職員の専門性を高めるための人材育成制度を確立させること。

キャリアステージに合わせて、様々な研修を実施し人材育成をしております。今後も毎年内容を精査し、有意義な研修となるよう努めてまいります。

5 公正妥当な人事行政について

- (1) 管理職任用については、任用候補者選考審査要綱の選考条件にある管理能力・統率力・判断力・指導育成力・企画経営力・企画調整力・校務処理能力を具体的に示し、優れた資質を有する人材を任用すること。

管理職任用については、任用候補者選考審査要項に則り、適正に行ってまいります。

- (2) 再任用教職員を枠外配置とするとともに再任用枠を安定的に確保すること。また、新規採用枠の抑制に繋がらないようにすること。

再任用教育職員選考審査実施要項を踏まえ、再任用希望者の任用に努めるとともに、マイスターバンク登録についても周知してまいります。

以 上